

2025年度 全日本ミッドシニアアマチュアゴルフフェーズ選手権西日本地区予選

開催日：2025年6月23日（月）

会場：花回廊ゴルフコース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則と、このローカルルール、競技の条件を適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は、競技会場での掲示物に記載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルール、競技の条件の違反の罰は、一般の罰（2罰打）となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。
- (c) 17番ホールの第1打目の球がインバウンドになく、外的要因により球を動かしたことが分からず、かつ事実上確実でない場合は、その球はアウトオブバウンズを超えたとみなす。

2. ペナルティーエリア（規則17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアがコースの境界縁に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界縁まで及び、その境界縁と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界（アウトオブバウンズの境界）と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。
- (d) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
 - 11番ホールにおいて、球がレッドペナルティーエリアに入った場合はドロップゾーンから1罰打付加してプレーする事ができる。
 - 17番ホールにおいて、球がレッドペナルティーエリアに入った場合はドロップゾーンから1罰打付加してプレーしなければならない。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

- (a) 修理地
 - 1) 青杭または白線で標示してある区域
 - 2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。
 - 3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。

ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- 1) 白線の区域と動かさない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。
- 4) コース内地表に刺さってある色付きヤード標示板は動かさない障害物とする。

4. 不可分な物

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

- ・ 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物。

5. 使用クラブの制限

9番ホールはドライバー（1番ウッド）使用禁止ホールとする。違反した場合は、一般の罰とし打ち直さなければならない。

このローカルルールに違反しホールアウトした場合：失格

6. クラブと球の規格

(a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

(b) 適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。

(c) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない：ローカルルールひな型G-10を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

7. 陰悪な気象状況によるプレーの中断（規則5.7）

即時中断、中断、プレー再開いずれも競技委員が通知するものとする。

注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. 練習（規則5）

(a) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習（規則5.2）

規則5.2bは次の通り修正する。

プレーヤーは、ラウンド前に競技コースで練習をしてはならない。ただし、ドラビングレンジ、アプローチ練習場、パター練習グリーンを除く。

(b) ホールとホール間の練習（規則5.5b）

規則5.5bを次の通り修正する：

二つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

9. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用は禁止とする。また付添人の帯同も認めない。

10. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

11. スコアカードの提出（規則 3.3 b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

タイの決定方法は、インコースマッチング・スコアカード方式にて決定する。それでも決定しない場合はカウントバックにて決定する。

13. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員会の成績発表をもって終了する。

14. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

15. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

競技の条件

1. プレーの条件

18 ホールストロークプレーとする。

2. 使用ティマーカー

白マークとする。（5, 810 ヤード PAR 72）

3. 移動

常用カートによるセルフプレーとし、正規のラウンド中のプレーヤー及び用具の移動は、全組ともプレーヤーが1台の常用カートを共用して行うものとする。競技者はプレー中、カートに乗車することができる。

4. 処置についての疑問

プレー中に疑問が生じた場合は、ゴルフ規則 3-3 に従って処置すること。

使用ティーマーカー、距離表

白ティ

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	347	176	308	366	134	471	323	473	300	2898
Par	4	3	4	4	3	5	4	5	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	Total
467	345	319	320	135	363	154	352	457	2912	5810
5	4	4	4	3	4	3	4	5	36	72

【西日本地区決勝進出者数】

上位 3 名

地区決勝開催日 : 2025年9月25日(木)～26日(金)

開催場所 : 京都大原パブリックコース

〒601-1235 京都府京都市左京区大原古知平町 345

TEL 075-744-2331

注意事項

1. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことがある。

2. 行動規範

プレイヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2 a に基づいて失格とする場合がある。

3. 携帯電話

緊急時以外コース内での携帯電話の通話は禁止する。

競技委員長